

建設部

建設委員会

【所管関係資料】

6月9日提出

令和8年第1回定例会（6月議会）
建設部 提出資料

令和8年6月9日
建設部

建設委員会
【所管関係】

○ 道 路 課	県管理道路の今後のあり方検討事業について	・・・ 3
	ラウンドアバウト導入社会実験について	・・・ 9
○ 港 湾 空 港 課	公の施設の指定管理者の持続可能な管理・運営のための検討について	・・・ 10
	特定利用空港・港湾について	・・・ 11

県管理道路の今後のあり方検討事業について

1 概 要

今後も人口減少が進む中において、県管理道路を現在と同水準で維持管理していくことは将来的に困難であることから、厳しい財政状況下にあっても、人口減少を見据えた効率的な維持管理ができるよう勉強会を設立し、道路の今後のあり方についての方向性をとりまとめる。

2 検討内容及び結果

(1) 検討対象路線・区間の抽出

①県道路整備計画ネットワーク以外の路線のうち、

- ・ 現状で沿道人口ゼロの区間
- ・ 将来的に人口が9割以上減少する区間
- ・ 重複管理区間や冬期閉鎖区間 等

⇒検討対象路線として、469.5kmを抽出

②今後集約撤去を検討する可能性のある橋梁

⇒各地域振興局からの候補橋梁10橋を抽出

(2) 評価指標の設定と分類化

①抽出した路線について、以下の観点から評価し分類化

- ・ 病院や行政施設等へのアクセス ・ 迂回路等の有無
- ・ 一定の交通量（500台/日）の有無 等

【評価結果】

(単位:km)

	一般国道 (指定区間外)	主要 地方道	一般県道	計
検討対象路線 合計	9.4	135.4	324.7	469.5
(内) 維持管理レベルまたは供用廃止 を検討	9.4	37.7	133.6	180.7
(内) 冬季の維持管理レベルを検討	0.0	42.8	111.4	154.2
(内) 現状通り維持管理区間	0.0	54.9	79.7	134.6

②抽出した橋梁について、以下観点から評価し分類化

- 〔 隣接する橋梁の有無 ・ 迂回路等の有無 等

【評価結果（内訳は別紙参照）】

○迂回路整備した上で撤去を検討：9橋

○単純撤去を検討：1橋

3 今後の管理の方向性

- 「秋田県管理道路における“スマートシュリンク検討区間”を設定
- ➡沿道住民や道路利用者、市町村等の合意形成を得ながら、スマートシュリンク(=賢く縮む)を進めることにより、厳しい財政状況にあっても、人口減少を見据えた効率的な維持管理を目指す

【県管理道路におけるスマートシュリンク検討区間(334.9km)】

1 維持管理レベルまたは供用廃止を検討する区間…180.7km

2 冬季の維持管理レベルを検討する区間…154.2km

<具体の方向性>

- ・ 機械除雪→自然融雪への変更、除雪時期・手法の見直し
- ・ 除草や植樹管理、清掃、施設補修等の作業頻度・レベルの見直し
- ・ 住民等との十分な協議により合意が得られた箇所における供用廃止の検討

投資すべき箇所(激甚化する自然災害への対応等)への
予算の重点化(選択と集中)

4 今年度の予定

スマートシュリンク検討区間における市町村等との調整

- ・ 占用物件の有無、詳細な沿道の土地利用状況、土砂災害区域や災害履歴の有無等の確認
- ・ 短期、中長期に取り組む具体的内容や区間の設定

スマートシュリンク検討区間一覧

○維持管理レベルまたは供用廃止を検討（180.7km）

図面番号	路線名	延長 (km)
鹿角-22	県道22号 比内大葛鹿角線	1.6
鹿角-195	県道195号 田山花輪線	9.8
北秋田-国105	国道105号	3.0
北秋田-22-1	県道22号 比内大葛鹿角線	2.0
北秋田-22-2	県道22号 比内大葛鹿角線	5.3
北秋田-68	県道68号 白沢田代線	7.8
北秋田-102-1	県道102号 大館鷹巣線	5.8
北秋田-111-1	県道111号 桂瀬笹館線	5.3
北秋田-111-2	県道111号 桂瀬笹館線	3.2
北秋田-111-4	県道111号 桂瀬笹館線	3.0
北秋田-129-3	県道129号 杉沢上小阿仁線	4.5
北秋田-198-1	県道198号 揚の下岩脇線	1.9
北秋田-200-1	県道200号 矢坂糠沢線	2.0
北秋田-308	県道308号 河辺阿仁線	11.0
山本-143	県道143号 石川向能代線	1.2
山本-200	県道200号 矢坂糠沢線	5.0
山本-294-1	県道294号 仙ノ台桧山線	10.0
秋田-41	県道41号 秋田昭和線	2.2
秋田-59	県道59号 男鹿半島線	1.2
秋田-65	県道65号 寺内新屋雄和線	0.4
秋田-129	県道129号 杉沢上小阿仁線	1.9
秋田-231	県道231号 上新城土崎港線	1.3
秋田-240	県道240号 川添下浜停車場線	2.0
秋田-298	県道298号 道村大川線	2.6
秋田-304	県道304号 払戸琴川線	1.5
秋田-308-2	県道308号 河辺阿仁線	19.7
秋田-319	県道319号 雄和協和線	0.8
由利-32	県道32号 仁賀保矢島館合線	6.9

路線名	路線名	延長 (km)
由利-70-1	県道70号 鳥海矢島線	1.5
由利-289-1	県道289号 上郷仁賀保線	1.2
由利-289-2	県道289号 上郷仁賀保線	1.2
由利-293-1	県道293号 西滝沢館線	1.2
由利-293-2	県道293号 西滝沢館線	1.2
由利-30-1	県道30号 神岡南外東由利線	1.3
由利-312	県道312号 長岡冬師城内線	5.4
仙北-国105	国道105号	4.4
仙北-10	県道10号 本荘西仙北角館線	1.6
仙北-38	県道38号 田沢湖西木線	4.5
仙北-248	県道248号 春山田沢線	3.4
仙北-321-1	県道321号 上桧木内玉川線	5.4
平鹿-30-1	県道30号 神岡南外東由利線	1.4
平鹿-273-2	県道273号 外山落合線	6.4
平鹿-320	県道320号 南郷黒沢線	3.5
雄勝-国342	国道342号	2.0
雄勝-278-1	県道278号 雄勝湯沢線	7.6
雄勝-279-1	県道279号 稲庭関口線	4.6
合 計		180.7

○冬季の維持管理レベルを検討（154.2 km）

（別紙）

図面番号	路線名	延長 (km)
鹿角-23-2	県道23号 大更八幡平線	10.8
鹿角-128	県道128号 田代平大清水線	9.1
鹿角-313-1	県道313号 雪沢十和田毛馬内線	3.1
鹿角-313-2	県道313号 雪沢十和田毛馬内線	0.8
北秋田-102-3	県道102号 大館鷹巣線	2.3
北秋田-111-3	県道111号 桂瀬笹館線	1.2
北秋田-111-5	県道111号 桂瀬笹館線	5.8
北秋田-200-2	県道200号 矢坂糠沢線	4.2
北秋田-200-3	県道200号 矢坂糠沢線	1.6
北秋田-215	県道215号 屋布沖田面線	5.8
北秋田-309-1	県道309号 比内森吉線	10.0
北秋田-309-2	県道309号 比内森吉線	15.2
北秋田-313	県道313号 雪沢十和田毛馬内線	3.3
山本-294-2	県道294号 仙ノ台桧山線	3.5
山本-314	県道314号 濁川上岩川線	10.0
秋田-112-1	県道112号 久保秋田線	1.7
秋田-112-2	県道112号 久保秋田線	3.8
由利-48-1	県道48号 横手東由利線	3.9
由利-48-2	県道48号 横手東由利線	0.6
由利-49-1	県道49号 本荘大内線	10.1
由利-49-2	県道49号 本荘大内線	1.0
由利-49-3	県道49号 本荘大内線	0.2
由利-287-4	県道287号 南由利原鮎川線	3.5
由利-296-3	県道296号 院内孫七山線	1.0
由利-296-4	県道296号 院内孫七山線	1.1
仙北-12	県道12号 花巻大曲線	9.9
仙北-316-2	県道316号 唐松宇津野線	3.6
仙北-321-2	県道321号 上桧木内玉川線	0.8
平鹿-48	県道48号 横手東由利線	4.0

図面番号	路線名	延長 (km)
雄勝-73	県道73号 雄勝金山線	2.3
雄勝-278-2	県道278号 雄勝湯沢線	2.2
雄勝-278-3	県道278号 雄勝湯沢線	2.0
雄勝-279-2	県道279号 稲庭関口線	1.6
雄勝-323-1	県道323号 小安温泉椿川線	14.2
合計		154.2

●検討対象橋梁 評価結果

橋梁名	振興局	路線名	延長	幅員	判定
大館橋	北秋田	(主) 大館十和田湖線	151.7m	12.9m	撤去 + 迂回路整備 を検討
米内沢橋	北秋田	(主) ニッ井森吉線	174.5m	15.9m	撤去 + 迂回路整備 を検討
能代橋	山本	(一) 富根能代線	381.0m	12.0m	撤去 + 迂回路整備 を検討
能代小橋	山本	(一) 富根能代線	7.8m	16.6m	撤去 + 迂回路整備 を検討
琴音橋	山本	(一) きみまち阪公園素波里湖線	235.2m	6.0m	撤去 + 迂回路整備 を検討
雄物新橋	秋田	(主) 寺内新屋雄和線	415.9m	6.0m	撤去 + 迂回路整備 を検討
高岡橋	秋田	(一) 高岡追分線	11.0m	5.0m	撤去 + 迂回路整備 を検討
冷渡橋	由利	(一) 冬師西目線	4.0m	5.0m	撤去 + 迂回路整備 を検討
曲沢橋	由利	(一) 檜淵横渡線	23.8m	9.7m	撤去 + 迂回路整備 を検討
岩城橋	雄勝	(一) 稲庭高松線	125m	6.8m	単純撤去 を検討

■維持管理レベルまたは供用廃止を検討する区間の現況（主な路線）

（参 考）



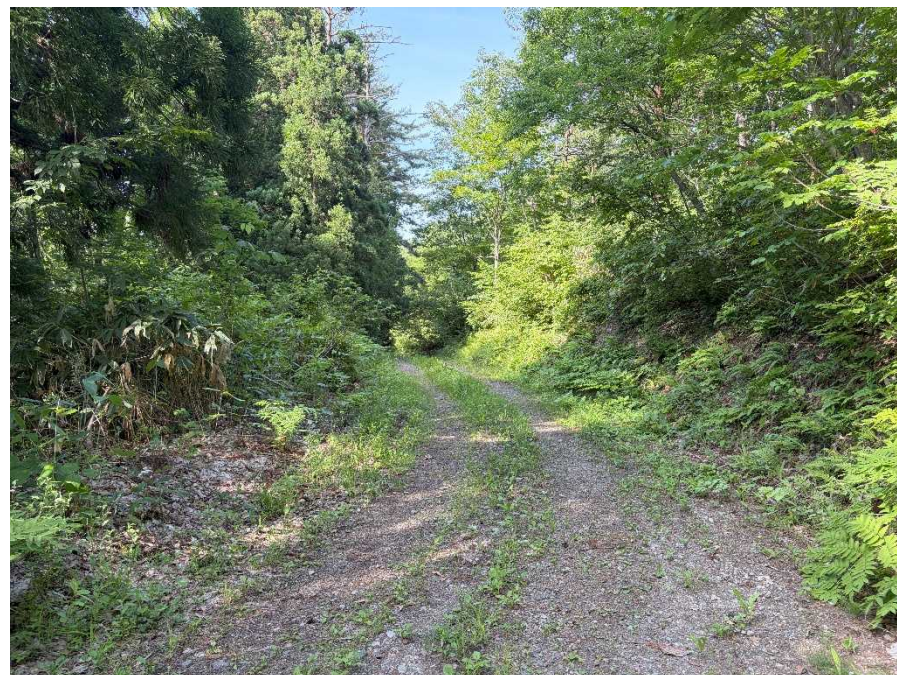
北秋田－１２９－３ 杉沢上小阿仁線



山本－２９４－１ 仙ノ台桧山線



仙北－２４８ 春山田沢線



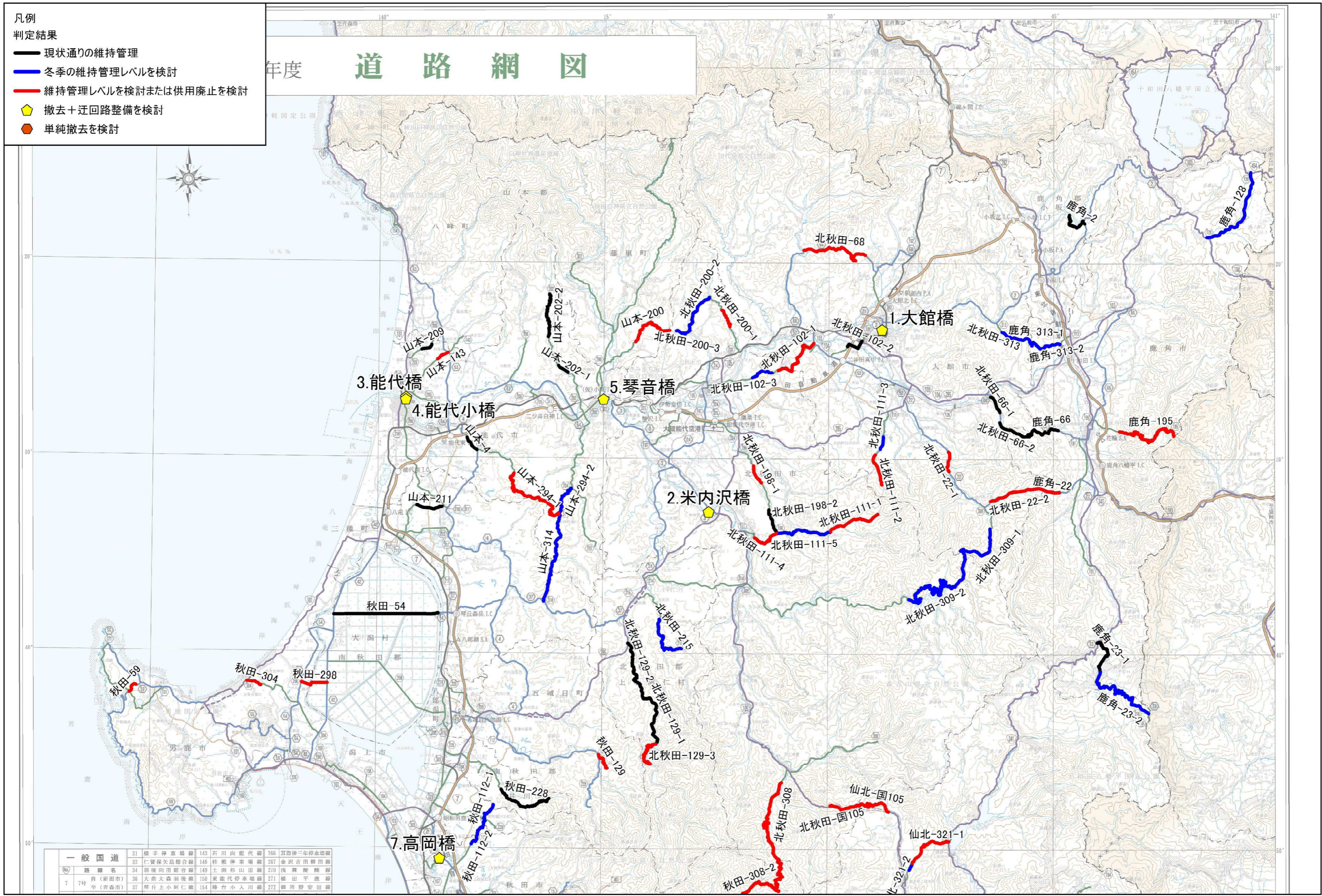
雄勝－２７９－１ 稲庭関口線

検討対象路線・橋梁 位置図 (県北)

(別紙)

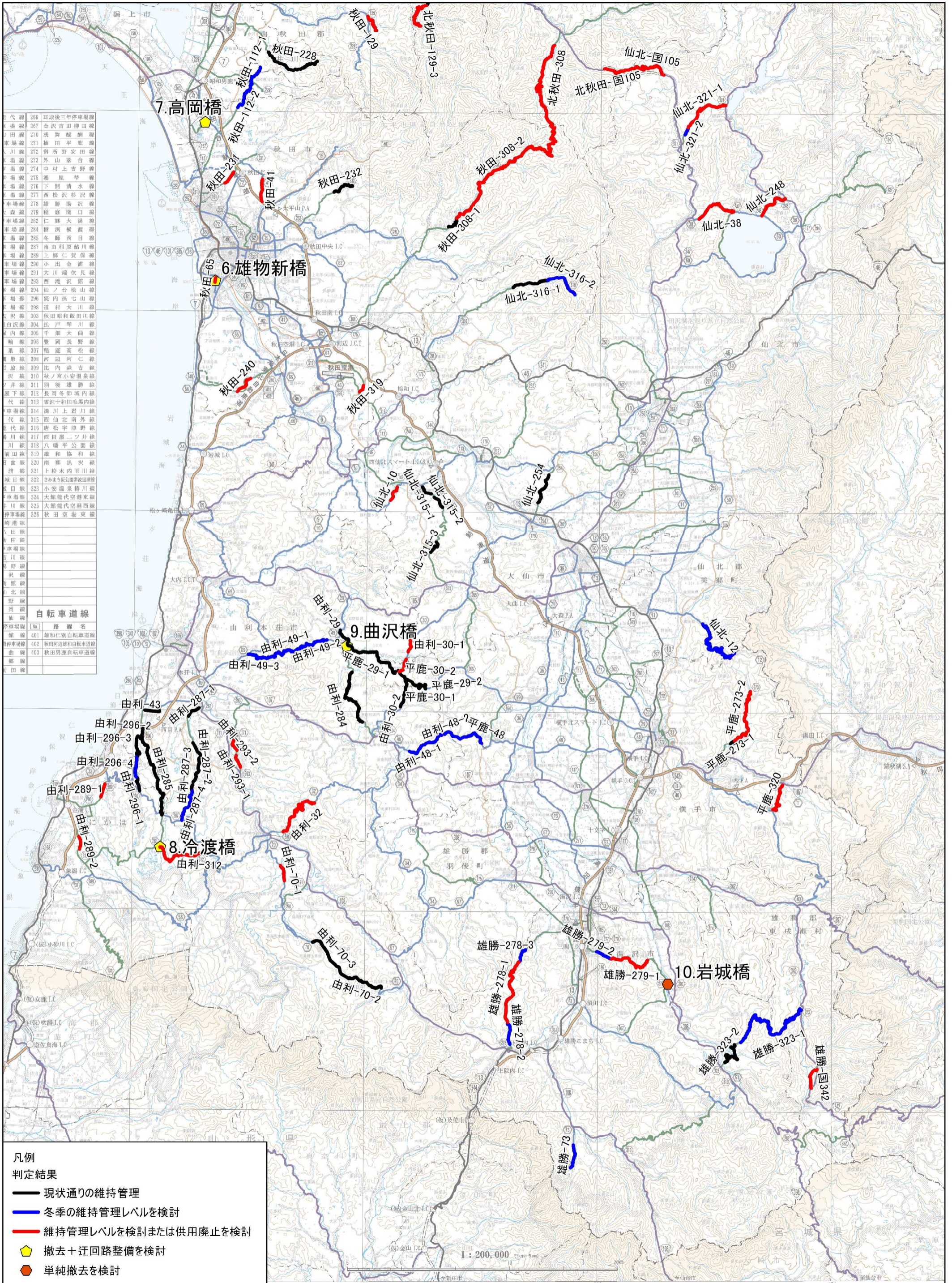
年度 道路網図

- 凡例
判定結果
- 現状通りの維持管理
 - 冬季の維持管理レベルを検討
 - 維持管理レベルを検討または供用廃止を検討
 - ◆ 撤去+迂回路整備を検討
 - ◆ 単純撤去を検討



一般国道	
31	磯手停車場
32	仁賀保天島組合
34	羽後向田組合
36	大曲大森羽後
37	琴丘上小阿仁
143	石川向能代
146	桂瀬停車場
149	土淵杉山
150	東能代停車場
154	樽台小入川
266	耳取橋三年停車場
267	金沢吉田柳田
270	浅舞鹿角
271	植田平鹿角
272	羽野安田

検討対象路線・橋梁 位置図 (県央・県南)



1 ラウンドアバウトの概要

- (1) ラウンドアバウトでは、円形平面交差点のうち、環道の交通が優先される。(右回りの一方通行)
- (2) 環道に流入する車両は徐行となるため、横断歩行者や環道に通行車両がなければ一時停止なしに流入が可能となる。

2 ラウンドアバウトの導入効果

- ① 交通事故の減少
(速度抑制、交錯減少)
- ② 信号不要による維持管理コストの縮減
- ③ 災害等に伴う停電時も安全に通行可能



3 ラウンドアバウト導入候補地

各地域振興局から8箇所を選出し、道路状況のほか、安全面、防災面、観光面などを総合的に評価し、「男鹿市船川港仁井山交差点」を県内初の導入候補地として予定している。

4 今後の予定

- (1) 令和8年7月～9月
男鹿市と連携してチラシ配布等により周知を行う。
- (2) 令和8年9月～11月
導入社会実験及びアンケート調査を実施する。



【 ラウンドアバウト導入社会実験における交差点状況 (長崎県諫早市の例) 】



公の施設の指定管理者の持続可能な管理・運営のための検討について

港 湾 空 港 課

1 概要

大館能代空港周辺ふれあい緑地の維持管理業務について、令和8年2月議会において示した「持続可能な管理・運営のための検討事項」に基づき、令和9年度以降の「運営見直し案」について、関係機関と協議を進めている。

2 協議状況（合意事項）

（1）開園日・開園時間

- ・運営コストの抑制と人員配置の適正化を図るため、以下の変更を検討

開園日

期間	現状	変更案
通常期	月～日曜日 (休園日：水曜日)	月～日曜日 (休園日： <u>火</u> ・水曜日)
冬期	月～日曜日 (休園日：月曜日)	月～日曜日 (休園日：月・ <u>火</u> 曜日)

開園時間

区分	現状	変更案
無料施設	9:00～19:00	<u>随時(門扉開放による)</u>
有料施設	9:00～19:00	<u>11:00</u> ～19:00

（2）入口門扉の常時開放

- ・利用者の利便性の向上と指定管理者による開閉業務の負担軽減のため、現在、利用時間のみ開放している入口門扉を常時開放し、新たに「熊センサー感知型音響装置」や「注意喚起看板」の設置を検討

3 協議状況（継続事項）

（1）冬期クロスカントリーコースの管理

- ・利用者等自らのコース整備、圧雪車管理を行っていくよう、関係機関と近隣スキー場での代替利用等を含めた運営を協議中

（2）利用料金

- ・受益者負担の適正化の観点から、指定管理者と施設利用料金見直しを協議中

4 今後の予定

- ・北秋田市及び関係機関との協議を継続
- ・次期指定管理料の債務負担行為設定（令和8年9月議会）

特定利用空港・港湾について

1 概要

国は総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁が平素において必要に応じ空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」としている。

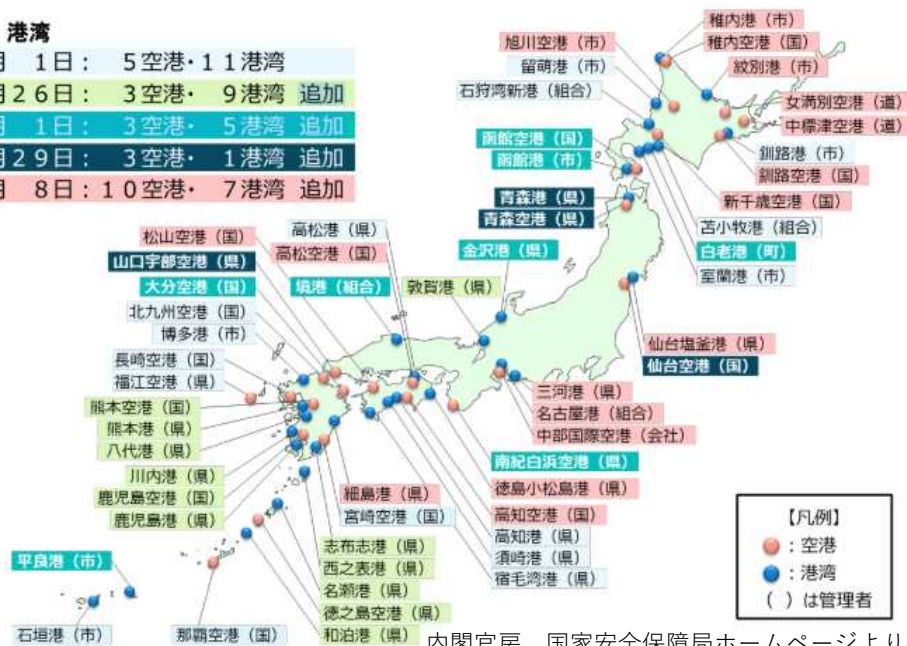
「特定利用空港・港湾」については、民生利用を主としながら、大規模災害などの緊急時の際には、国民保護の観点から、自衛隊や海上保安庁の艦船や航空機が柔軟かつ迅速に空港・港湾を利用できるように、平素から関係省庁とインフラ管理者において、連絡・調整体制の構築、強化を図るものとされている。

2 全国の状況

24空港、33港湾が「特定利用空港・港湾」とされている。
(令和8年4月8日時点)

特定利用空港・港湾

令和6年4月 1日	5空港・11港湾
令和6年8月26日	3空港・9港湾 追加
令和7年4月 1日	3空港・5港湾 追加
令和7年8月29日	3空港・1港湾 追加
令和8年4月 8日	10空港・7港湾 追加



3 国からの説明状況

今年5月13日、国から県及び関係市に対し、秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を特定利用空港・港湾としたい旨の説明があった。

出席者

- 国：内閣官房、国土交通省、海上保安庁、防衛省
- 県：総務部危機管理監、副危機管理監、総合防災課長
建設部長、建設部次長、港湾空港課長
- 関係市：秋田市、北秋田市、男鹿市

4 今後の対応方針

関係する地域の方々に不安や懸念が生じることがないように、空港、港湾利用者や関係市、関係団体に丁寧に説明しながら対応を検討していく。

<参考> 質疑応答の概要

①秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を「特定利用空港・港湾」とする必要性

(答) これらの空港・港湾の近傍には、例えば、陸上自衛隊の秋田駐屯地（第21普通科連隊）が所在しており、災害対応を含む各種事態への対応において、利用させていただく可能性があるため。

②能代港を「特定利用空港・港湾」としない理由

(答) 自衛隊・海上保安庁の訓練等の利用ニーズや、災害対応等において重要な役割を担いうる特性の有無といった要素に基づいて対象を選定しているところであり、現時点で能代港を対象とすることは考えていない。

③全国的な配置に関する方針

(答) 政府としては、厳しい安全保障環境において自衛隊・海上保安庁が実効的に対応するためには、多様な空港・港湾を、平素から円滑に利用できることが重要であり、引き続き本取組の更なる充実化を図っていく考えである。

これまでに調整してきた「特定利用空港・港湾」には北海道や九州のものが多く含まれるが、これを全国の空港・港湾に広げていきたいと考えている。

④秋田空港が特定利用空港となった場合も、過去に防衛庁等と締結した秋田空港に関する協定等が引き続き有効かどうか。(協定等において、例えば「防衛庁は、秋田空港に戦闘機を配備しないものとし、また、同空港を戦闘機の訓練にも使用しないものとする。」などとされている。)

(答) 現在も有効だと認識している。

自衛隊はこれまでも、インフラ管理者と調整の上、我が国の安全保障を確保する観点から、様々な民間空港において、戦闘機による離着陸訓練や各種事態に対応するための部隊の展開訓練等を実施してきている。

秋田空港が「特定利用空港」となった後については、どのような訓練を行うかは現段階では具体的には決まっていないが、今後、戦闘機による訓練を秋田空港にて実施することも想定していることから、協定等については、今回の調整を機に見直しを相談させていただきたいと考えている。

また、具体的な訓練内容についても、空港管理者をはじめとする関係者と十分に調整させていただければと考えている。

総合的な防衛体制の強化に資する取組について (公共インフラ整備)

【最終更新日:令和8年4月8日】

公共インフラ整備の取組の基本的な考え方

考え方

【運用】

安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、**平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」**を設ける。これらを、「**特定利用空港・港湾**」とする。

【整備】

「**特定利用空港・港湾**」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、**必要な整備又は既存事業の促進**を図る。また、平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等に資するよう、「**特定利用空港・港湾**」と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、**道路ネットワークの整備**を図る。

【整備の概要】

- 空港の滑走路延長・エプロン（駐機場）整備や港湾の岸壁・航路の整備、道路ネットワークの整備などを行う。

【既存事業の促進】

- 既存の整備計画を活用し、整備の促進や追加工事の実施を行う。



【参考：国家安全保障戦略(2022年12月閣議決定)の記述】
総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。

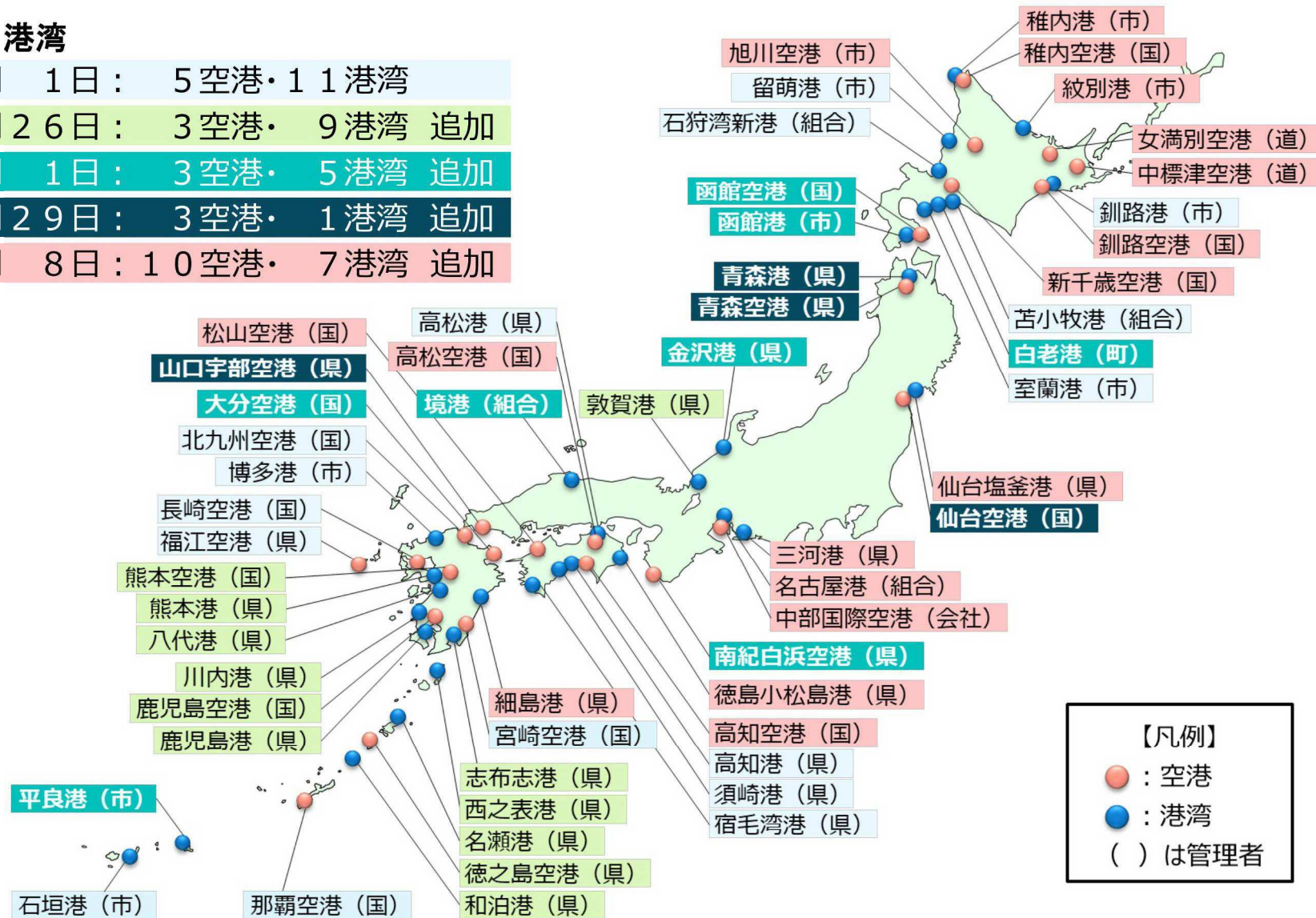
- インフラ管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による施設の円滑な利用について、関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
- 自衛隊・海上保安庁とインフラ管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行や船舶の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
- 上記の着実な実施に向けて、関係者間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。

特定利用空港・港湾 (令和8年4月8日更新)

- 以下の24空港及び33港湾について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、「特定利用空港・港湾」とした。
- また、沖縄県、九州地方及び北海道に所在する「特定利用空港・港湾」とのアクセス向上に向けた道路ネットワークの整備に取り組む。

特定利用空港・港湾

令和6年4月1日	5空港・11港湾
令和6年8月26日	3空港・9港湾 追加
令和7年4月1日	3空港・5港湾 追加
令和7年8月29日	3空港・1港湾 追加
令和8年4月8日	10空港・7港湾 追加



よくあるご質問

Q1 この取組は有事を対象とするものですか？

A1 この取組は、平素における空港・港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではありません。武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港・港湾の利用調整については、平成16年に制定された武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）等に基づき行われます。
また、その際、どの空港・港湾を利用することになるのかについては、「特定利用空港・港湾」であるか否かにかかわらず、その時々状況に応じて必要な空港・港湾を利用することとなります。

Q2 「特定利用空港・港湾」となることで、有事において、攻撃目標となるのではないですか？

A2 自衛隊・海上保安庁は、これまでも民間の空港・港湾を利用してきています。今回、更なる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設けることとなりますが、そのような枠組みが設けられた後も自衛隊・海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとはいえません。
むしろ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が必要な空港・港湾を平素から円滑に利用できるように、政府全体として取り組むことは、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるものです。

Q3 自衛隊による訓練において、どのくらいの頻度で「特定利用空港・港湾」を利用することを想定していますか？

A3 基本的にはそれぞれの空港・港湾につき、年数回程度を想定しています。一部の施設については、従来から自衛隊が訓練で頻繁に利用してきており、今後もこれまでと同様に利用させていただくことを想定しておりますが、いずれにせよ、「特定利用空港・港湾」となったことによって、常に自衛隊の部隊が訓練を行っているようなことにはなりません。

Q4 「円滑な利用に関する枠組み」を設けることにより、「特定利用空港・港湾」を、自衛隊や海上保安庁が優先利用することになりますか？

A4 「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の優先利用のためのものではありません。あくまで港湾法や空港法等の既存の法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊・海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みです。

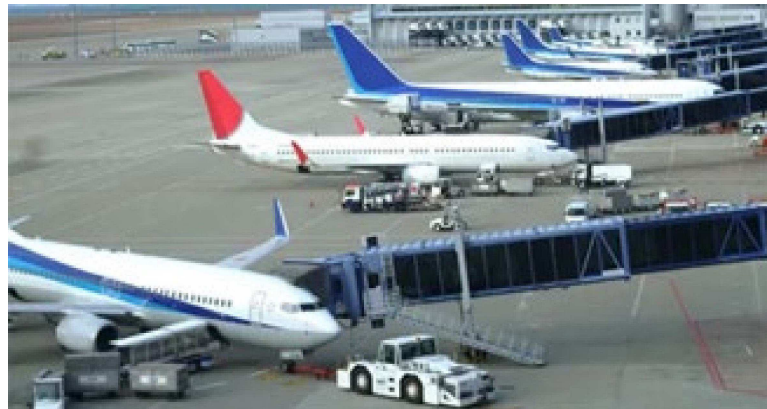
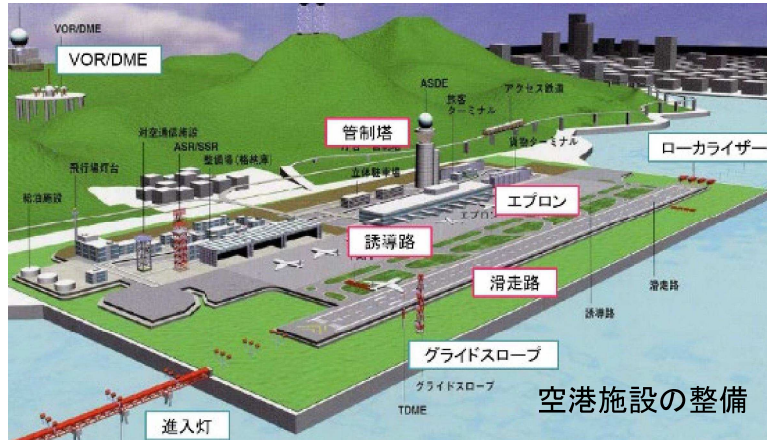
Q5 「特定利用空港・港湾」となることで、米軍も利用することになりますか？

A5 この枠組みは、自衛隊・海上保安庁による利用を対象として、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはありません。

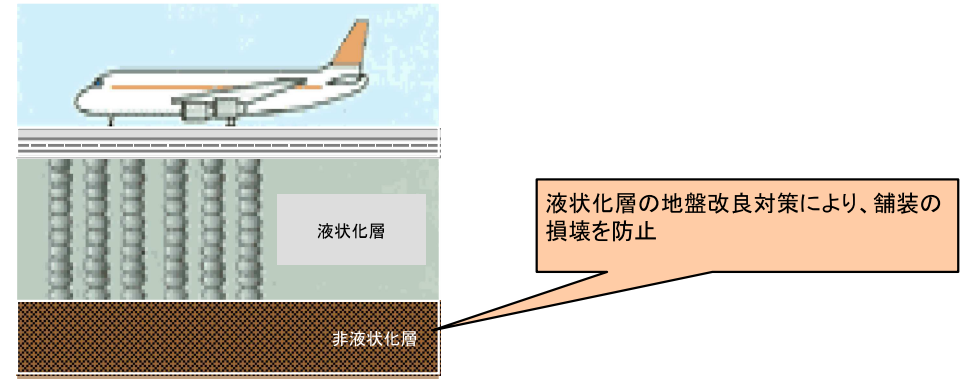
参考：民生利用を主とした整備のイメージ（空港）

- 地域の玄関口となる空港の受入環境整備により、今後の航空需要の回復・増大に対応。
- 空港の防災・減災対策の推進、滑走路端安全区域整備等により、航空の安全・安心を確保。

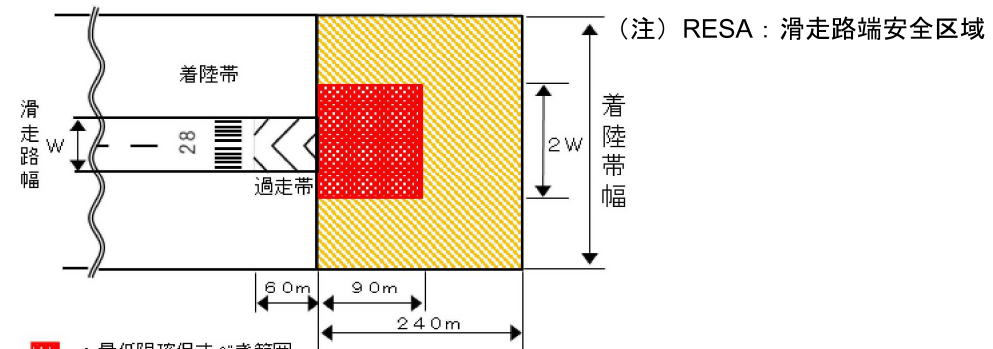
空港における受入環境整備



航空の安全・安心の確保



防災・減災（耐震対策等）
 ・RESAの長さおよび幅(国内基準_平成29年4月改訂)



オーバーラン等へ対応する滑走路端安全区域

参考：民生利用を主とした整備のイメージ（港湾）

○ 岸壁、航路、防波堤等の港湾施設の整備により、フェリー・RORO船、バルク貨物船等の大型化や貨物需要の増大への対応、大型クルーズ船等の受入環境の整備、船舶の航行安全の確保、災害時の港湾機能の確保等を図る。

(注) RORO船：トラックやトレーラーが自走で船に乗り込み、貨物を積載したまま運搬できる貨物用の船舶
バルク貨物船：小麦等の粉粒体や液体を個包装せずに輸送するバルク輸送に使用する船舶

船舶大型化等への対応



RORO船の荷役状況

クルーズ船の受入環境整備



大型クルーズ船やラグジュアリークラス
のクルーズ船等の接岸に対応

船舶の航行安全の確保



防波堤により荒天時の波浪等から港内静穏度を確保

災害時の港湾機能の確保

○大規模地震発生後の岸壁の状況

非耐震岸壁：
ひび割れ等発生



耐震強化岸壁：
異常なし



耐震強化岸壁の整備効果

空港

- 空港の整備・利用により、短期間の島外避難を必要とする国民保護時の輸送能力を確保するとともに、災害派遣の救援部隊の派遣をより効率的に実施。
- 波浪等により船舶による避難が困難・遅延する場合においても、航空機による避難経路を確保。

港湾

- 大型船舶を用いることにより、国民保護時の輸送能力が向上する。
- 大型船舶の出入港が可能となることにより、災害時に大型船舶を用いた緊急物資輸送や医療支援等が可能になるとともに、大規模災害からの復興に際し、大量の建設資機材の搬入等が可能となる。



住民避難のイメージ
(国民保護共同訓練より)



被災者等空輸のイメージ
(防衛省災害対処に係る訓練より)



救援物資・車両の搭載
(防衛省災害派遣時の写真)



被災地での給水支援
(海上保安庁災害対応の写真)

参考：「特定利用空港・港湾」の利用状況

- インフラ管理者と自衛隊・海上保安庁等との間で「連絡・調整体制」を構築し、自衛隊・海上保安庁の利用計画などについて意見交換や情報共有を実施。
- 空港・港湾の利用において生じ得る課題を早期に把握・解決することで、これまで以上に自衛隊・海上保安庁の円滑な利用が可能になっている。

空 港



戦闘機の離着陸訓練



航空機への物資搭載訓練



搜索救難訓練

港 湾



艦艇への物資搭載訓練



防災訓練



テロ対策訓練

参考：特定利用空港・港湾（令和8年4月8日時点）

区分	年月日	所在地	名称	管理者
空港 (24)	令和6年4月1日	沖縄県	那覇空港	国
		宮崎県	宮崎空港	国
		長崎県	長崎空港	国
			福江空港	県
	福岡県	北九州空港	国	
	令和6年8月26日	鹿児島県	鹿児島空港	国
			徳之島空港	県
	熊本県	熊本空港	国	
		大分県	大分空港	国
	令和7年4月1日	和歌山県	南紀白浜空港	県
		北海道	函館空港	国
	令和7年8月29日	山口県	山口宇部空港	県
		宮城県	仙台空港	国
		青森県	青森空港	県
	令和8年4月8日	高知県	高知空港	国
		愛媛県	松山空港	国
		香川県	高松空港	国
		愛知県	中部国際空港	会社
		北海道	新千歳空港	国
			稚内空港	国
			釧路空港	国
			旭川空港	市
			中標津空港	道
			女満別空港	道

区分	年月日	所在地	名称	管理者
港湾 (33)	令和6年4月1日	沖縄県	石垣港	市
		福岡県	博多港	市
		高知県	高知港	県
			須崎港	県
			宿毛湾港	県
		香川県	高松港	県
		北海道	室蘭港	市
			苫小牧港	組合
			釧路港	市
			留萌港	市
	石狩湾新港		組合	
	令和6年8月26日	鹿児島県	鹿児島港	県
			志布志港	県
			川内港	県
			西之表港	県
			名瀬港	県
		和泊港	県	
		熊本県	熊本港	県
			八代港	県
		福井県	敦賀港	県
		令和7年4月1日	沖縄県	平良港
	鳥取県・島根県		境港	組合
	石川県		金沢港	県
	北海道		函館港	市
			白老港	町
	令和7年8月29日	青森県	青森港	県
	令和8年4月8日	宮崎県	細島港	県
		徳島県	徳島小松島港	県
		愛知県	名古屋港	組合
			三河港	県
		宮城県	仙台塩釜港	県
		北海道	稚内港	市
			紋別港	市

○ 現在までに、24空港及び33港湾について、「特定利用空港・港湾」とした。

- ・ 令和6年4月 1日 : 5空港・11港湾
- ・ 令和6年8月26日 : 3空港・9港湾 追加
- ・ 令和7年4月 1日 : 3空港・5港湾 追加
- ・ 令和7年8月29日 : 3空港・1港湾 追加
- ・ 令和8年4月 8日 : 10空港・7港湾 追加

参考：令和8年度における道路ネットワークの整備に係る事業名（箇所）

※ 青字は令和8年度から対象となった整備事業

整備事業名（箇所）【都道府県】			
恩納南バイパス 【沖縄県】	芦北出水道路 【鹿児島県／熊本県】	大津熊本道路（合志～熊本） 【熊本県】	俱知安余市道路（共和～余市） 【北海道】
読谷道路 【沖縄県】	阿久根川内道路 【鹿児島県】	熊本環状連絡道路 【熊本県】	白老西拡幅 【北海道】
嘉手納バイパス 【沖縄県】	白浜拡幅 【鹿児島県】	矢部清和道路 【熊本県】	端野高野道路 【北海道】
北谷拡幅 【沖縄県】	鹿児島北バイパス 【鹿児島県】	黒崎バイパス 【福岡県】	厚賀静内道路 【北海道】
宜野湾道路 【沖縄県】	日南・志布志道路 【鹿児島県／宮崎県】	博多バイパス（下臼井～空港口） 【福岡県】	静内三石道路（静内～東静内） 【北海道】
浦添北道路Ⅱ期線 【沖縄県】	油津・夏井道路 【鹿児島県／宮崎県】	八木山バイパス 【福岡県】	富良野北道路 【北海道】
浦添拡幅 【沖縄県】	蘇陽五ヶ瀬道路 【宮崎県／熊本県】	香春拡幅 【福岡県】	生田原道路 【北海道】
那覇北道路 【沖縄県】	五ヶ瀬高千穂道路 【宮崎県】	仲哀道路 【福岡県】	長沼南幌道路 【北海道】
西原バイパス 【沖縄県】	高千穂雲海橋道路 【宮崎県】	みやこ行橋バイパス 【福岡県】	遠軽上湧別道路 【北海道】
与那原バイパス 【沖縄県】	南郷奈留道路 【宮崎県】	北海道縦貫自動車道（七飯～大沼） 【北海道】	盤の沢道路 【北海道】
南風原バイパス 【沖縄県】	植木バイパス 【熊本県】	北海道縦貫自動車道（士別剣淵～名寄） 【北海道】	五稜道路 【北海道】
小禄道路 【沖縄県】	大津道路 【熊本県】	北海道横断自動車道（足寄～北見） 【北海道】	
豊見城東道路 【沖縄県】	大津熊本道路（大津西～合志） 【熊本県】	俱知安余市道路（俱知安～共和） 【北海道】	

※ 自衛隊駐屯地等とのアクセス向上を図る特定利用空港・港湾

空港：那覇空港、鹿児島空港、宮崎空港、熊本空港、北九州空港、函館空港

港湾：川内港、鹿児島港、志布志港、熊本港、八代港、博多港、室蘭港、苫小牧港、函館港、釧路港、留萌港、石狩湾新港、白老港